

中国税務

増値税一般納税者の税務リスク一覧表(2)

番号	税種	リスク要素	税務リスクの詳細	リスク多発の業界
1	土地増値税	税率と税額	不動産を前売りするときに、不動産の種類と事前徴収率に応じて土地増値税を申告、前払いしていない。	不動産業界
2		課税対象	従業員の福利厚生、インセンティブ、海外投資、株主または投資家への分配、債務返済、その他の会社や個人の非金銭的資産の取得のために開発製品を使用することにより所有権の譲渡が発生するが、売上げとして申告、納税していない。	
3		課税標準	増値税と土地増値税の課税標準が一致しない。	
4		課税対象	清算すべきまたは清算可能の条件を満たすが清算を行っていない。	
5		課税対象	不動産開発企業は、その建てた商品住宅で投資や提携を行い、土地増値税を申告していない。	
6		課税対象	国有土地使用権、地上の建物及びその付属品を譲渡する時、土地使用権証書を取得していないが、土地の譲渡に対して土地増値税を計算していない。	
7		課税標準	土地の所有権を譲渡する時、譲渡価格が明らかに低く、かつ正当な理由がなくて、土地増値税を過少申告する。	
8	不動産取得税	課税対象	割当によって取得した土地使用権を譲渡する時、追納された土地譲渡価格及びその他の譲渡費用などに対して相応の不動産取得税を追納していない。	全業界

SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.
Di Wang Commercial Centre
5002 Shennan Road East
Luohu District, Shenzhen, China
中国深セン市羅湖区深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
T: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海

Room 603, 6/F., Tower B
Guangqi Culture Plaza
2899A Xietu Road, Xuhui District
Shanghai, China
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号
光啓文化広場B棟6階603室
T: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京

Room 303, 3/F.
Interchina Commercial Building
33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing, China
中国北京市東城区灯市口大街33号
国中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court
Singapore 069538
セシルストリート138号
セシルコート13階1302室
郵便番号: 069538
T: +65 6438 0116

TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4
Chung Hsiao East Road
Daan District, Taipei
Taiwan 10688
台湾台北市大安区忠孝東路四段
142号3階303室
郵便番号: 10688
T: +886 2 2711 1324

NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.
New York, NY 10013, USA
米国ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
T: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park
Bromley, Greater London
BR1 1LU, UK
英国グレーター・ロンドンブロムリー
フィールドパーク1号3階319室
郵便番号: BR1 1LU
T: +44 20 8176 3860

9	不動産取得税	課税対象	国有の割り当てられた土地の性質を譲渡用の土地に変更した時、追納された土地譲渡価格を課税標準として相応の不動産取得税を納付していない。	全業界
10	土地増値税	課税標準	家屋や土地の所有権を譲渡する時、譲渡価格が明らかに低く、かつ正当な理由がないため、土地増値税を過少申告する。	
11	印紙税	課税対象	売買契約または契約性質のある証憑(供給、購入、協力、補償、物々交換などの契約を含む)の締結時に売買金額に応じて「売買契約」の税項目に基づき印紙税を支払っていない。特に、物々交換契約の課税標準には、物々交換の金額が含まれていない(別の規定がある場合を除く)。	
12		税率と税額	家屋や土地所有権の譲渡契約に対して、「財産権譲渡書類」に基づいて印紙税を申告していない。	
13		課税対象	投資家の持分変更に対して印紙税を申告、納付していない。	
14		税率と税目	企業は受託先が原材料を提供する旨の加工契約を締結する時、契約に加工費と原材料の金額を区分しない、全部の金額に応じて「加工契約」に従って印紙税を納付しない;契約に加工費と原材料の金額を別々に記載しているが、締結時に「加工契約」と「売買契約」に基づいて別々に印紙税をまとめて支払っていない。	
15		課税標準	企業は、印紙税を支払われた課税契約に変更があって、修正後の増額部分に対して印紙税を支払っていない;締結後に履行されない契約に対して規定に従って印紙税を支払っていない。	
16		税率と税目	税率や税目の誤った適用のリスク。同一の証憑に2つ以上の経済項目が記載されるために異なる税率が適用される時、別々に金額が記載される場合、印紙税を別々に計算する必要がある;金額が別々に記載されない場合、税率の高い方に基づいて印紙税を計算する。	
17		課税標準	金額のない枠組み契約を締結した時に印紙税を納付していない、または5元のみ印紙税を納付した場合、実際の決済時に規定に従って印紙税を追納していない。	
18	都市土地使用税	課税標準	都市土地使用税が申告された面積は土地情報登記面積より少ない、または土地面積に変更があったが税源情報を時間通りに修正していないことによって、都市土地使用税の不実申告が発生する。	
19		課税対象	企業は同時に課税土地と非課税土地を所有するが、課税と非課税の区分がはっきりしないため、誤った申告、納付が発生する。	
20		減免承認	土地使用税困難減免優遇を申請する時、規定に従って税金減免の承認手続きを行っていない、勝手に税額を過少納付する。	
21		納税地点	区を跨ぐ土地税源の情報報告を行っていないため、都市土地使用税の納付漏れが発生する。	

22	車船税	課税対象	義務保険を購入する必要のない車両に対する車船税を申告、納付していない。	運輸業
23		課税対象	車両や船舶を債務返済に使用している期間中、車両や船舶を保有する者は、車船税を申告していない。	全業界
24	資源税	課税対象	エネルギー鉱物、金属鉱物、非金属鉱物、塩などの採掘または生産に対する資源税を申告していない。	資源開発税の課税対象となる製品の業界
25	車両購入税	課税対象	譲渡、用途変更等により非課税車両の免税資格を失ったが、免税失効日から 60 日以内に主管税務機関に改めて申告、納税していない。非課税車両の譲渡が発生するが、免税がまだ有効になる場合、譲受人は車両の購入日または取得日から 60 日以内に主管税務機関に改めて申告、納税していない。	全業界
26	障害者就業保障金	課税対象	申告すべき障害者就業保障金を申告していない。2020 年 1 月 1 日から、保障金はレベルによって徴収される。障害者雇用率が 1%以上 1.5%未満の雇用主は、3 年以内に支払うべき金額の 50%で徴収する。1%未満の場合、3 年以内に支払うべき金額の 90%で徴収する；従業員総数が 30 人以下の企業の場合、障害者就業保障金の徴収は一時的に免除される。	
27		課税対象	個人所得税の申告における従業員数、従業員の賃金総額が障害者就業保障金の申告情報と一致していない。	

啓源グループは経験豊富な専門家チームを持って、中国会社の設立準備、設立登記及び各ライセンス、免許の申請、設立後の維持、税務計画及び監査サービスを提供しています。詳細は当事務所の専門コンサルタントにお気軽にお問い合わせください。



もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com,

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com

KAIZEN 啓源